「資料] 市災害復旧援護資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害その他異常な災害により被害を受けた市民に対する災害復旧援護資金の融資について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 被災者

本市に住所を有する者で、風水害その他異常な災害により被害を受けたものをいう。

- (2) 風水害その他異常な災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、その他異常な自然現象による災害をいう。
- (3) 災害復旧援護資金

前号に定める災害により被害を受けた住宅、宅地等の復旧に必要な経費が、10万円を超える場合に融資する資金をいう。

(融資条件)

- 第3条 融資内容は、次に定めるところによる。
 - (1) 融資限度額 200 万円
 - (2) 融資額単位 万円単位
 - (3) 融資期間 5年(据置期間6ヶ月を含む)
 - (4) 利率 年1.4%
 - (5) 償還方式 月賦又は半年賦元利均等償還
- 2 融資を受けようとする者(以下「申込者」という)は、西中国信用金庫(以下「金庫」という。) が指定する保証会社の債務保証を受けなければならない。

(原資の預託)

第4条 市長は、被災者に対し融資の必要があると認めたときは、金庫に対し予算の範囲内において、その必要な金額を災害復旧援護資金の原資として預託するものとする。

(融資申込手続等)

- 第5条 申込者は、次に定める書類を市長に提出し、審査を受けなければならない。
 - (1) 災害復旧援護資金融資審査申込書(様式第1号)
 - (2) 災害復旧工事計画書及び見積書(様式第2号)
 - (3) 官公署が発行するり災証明書
- 2 市長は、審査の結果を災害復旧援護資金融資審査結果通知書(様式第3号及び様式第3号の2) により申込者及び金庫に通知するものとする。
- 第6条 金庫は、前条第2項の規定による通知を受け、申込者から融資の申し込みがあったときは、 速やかに金庫の所定の手続きにより、その内容を審査するものとする。
- 2 申込者は、融資事務を円滑に処理するため、金庫の必要とする書類を提出しなければならない。
- 3 金庫は、第1項の審査の結果、申込者に対し融資条件を付すことができる (金庫の取扱条件)
- 第7条 金庫は、第4条の規定により市長から預託を受けた場合は、融資残高を常時保有しなければならない。
- 2 金庫は、次に定めるところにより、被災者に対し災害復旧援護資金として融資を行わなければならない。
- (1) 両建預金の条件を付さないこと。
- (2) 他の融資業務との区別を明確にすること。

(災害復旧工事完了届)

第8条 融資を受けたものは、災害復旧工事が完了したときは、速やかに災害復旧完了届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(調査)

(報告)

(その他)

第9条 市長は、必要に応じ、金庫及び融資を受けた者に対し、調査を行うことができる。

第10条 金庫は、毎年3月に前月末における融資の状況を宇部市災害復旧援護資金融資状況報告書 (様式5号)により市長に報告しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年9月30日から施行し、改正後の第3条第1項第4号の規定は、平成11年9月24日以降に生じた災害について適用する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。